沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化を図るため、サテライトオフィスの設置又は本社等の移転を行う企業等に対し、予算の範囲内で交付する沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金(以下「補助金」という。)に関し、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和44年規則第26号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) サテライトオフィス 市内に事務所又は事業所を設置していない企業等が市内に設置する本社機能(企業等の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括等を行う機能をいう。)の一部を持った事務所又は事業所(単なる営業店舗を除く。)をいう。
 - (2) 本社等の移転 市外に主たる事務所又は事業所(以下「本社等」という。)を設置している企業等が、市内に本社等を移転することをいう。
 - (3) 企業等 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社又は個人事業主をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。
 - (1) 本市及び利根郡に本社、支社、事業所等の拠点を有していないこと。
 - (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を行う者でないこと。
 - (3) 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第22項に規定する商品先物 取引業を行う者でないこと。
 - (4) 訪問販売(特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第2条第1項に規定するものをいう。)、電話勧誘販売(同条3項に規定するものをいう。)連鎖販売取引(同法第33条第1項に規定するものをいう。)その他これらに類する方法による物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。
 - (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者でないこと。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) に基づく許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業を行う者でないこと。

- (8) チェーンストア方式、フランチャイズチェーン方式その他これらに類する方式による営業を行う者でないこと。
- (9) 沼田市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (10) サテライトオフィスの開設又は本社等の移転後、当該開設した事務所において3年以上事業を継続すること。
- (11) 個人事業主の場合にあっては、補助金の申請時に市内に住所を有しており、本社等の移転後3年以上、市内に居住すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の建物 (外構を含む。以下同じ。)を整備し、サテライトオフィス(被用者が1人以上のもの に限る。)又は本社等(被用者が1人以上のものに限る)(以下「サテライトオフィス 等」という。)として運用する事業とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象期間(補助金の交付の決定のあった日から当該日の属する年度の末日までの期間をいう。 以下同じ)内において発生した補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。
 - (1) 建物の改修及び改築並びに附帯設備の設置に要する工事費
 - (2) 建物の購入費又は賃借料(土地の購入に要する経費を除く。)
 - (3) サテライトオフィス等のインターネット環境、その他の通信環境の整備に要する経費(通信回線・通信機器の使用料等)
 - (4) サテライトオフィス等に常設され、専らサテライトオフィス等の運用のため使用される機械設備、備品等の購入費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、サテライトオフィス等開設費補助金及び雇用拡大促進補助金を合 算した額とし、次表に掲げるとおりとする。

区分	補助金の額
サテライトオフィス等開設費補助金	補助対象経費の3分の2以内の額(1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、200万円を限度とする。
雇用拡大促進補助金	市民の雇用1人あたり10万円とし、100万円(10人分)を限度とする。

(交付の申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 見積書等の写し
 - (3) サテライトオフィス等の位置図及び平面図
 - (4) 法人にあっては、登記事項証明書
 - (5) 個人事業主にあっては、開業等届出書の写し
 - (6) 新規雇用状況 (別記様式第3号)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を 決定したときは、沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金交付(不交付)決定通知 書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

- 第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金交付変更承認申請書(別記様式第5号)(以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の内容を審査し、沼田市サテライトオフィス 等誘致推進補助金交付変更承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により、申請者に 通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象 事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日 の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、沼田市サテライトオフィ ス等誘致推進補助金実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に 提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(別記様式第8号)
 - (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
 - (3) 完成写真(事業の実施が確認できる写真)
 - (4) 新規雇用者に関する書類

ア 新規雇用状況 (別記様式第3号)

- イ 新規雇用者の住民票の写し
- ウ 新規雇用者の雇用保険被保険者証の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

- 第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金額確定通知書(別記様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。 (補助金の交付)
- 第12条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、沼田市サテライトオフィス等誘致推進補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の実施について、不正の行為が認められたとき。
- (3) サテライトオフィスの開設又は本社等に移転後、3年以上事業を継続しなかったとき。 (その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。